

広川町農業委員会

第31回総会議事録

令和8年2月5日

広川町農業委員会第 31 回総会議事録

令和 8 年 2 月 5 日広川町農業委員会第 31 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
- 報告事項 3 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	欠	鐘ヶ江 百合子
1	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
欠	萩 尾 喜久夫	欠	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	10	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	11	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	12	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
15	田 中 健 一	22	弓 削 和 幸
16	姫 野 剛	欠	末 安 富士子
欠	重 松 嘉 治	24	野 田 隆 文
18	小 林 栄 一	25	山 下 淳
19	山 下 憲 繁	26	渡 邊 和 宏
20	馬 場 健 作	27	古 賀 優
21	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 川村 亮二 農政係長 砥上 俊弘

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項3件、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号4件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番 馬場啓介農業委員、12番 古賀貴美夫農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1利用権の合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字日吉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。
順位2 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：所有権移転のため。
順位3 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：農地転用のため。順位4 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位4 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。

議長 続きまして報告事項2 農地法施行規則第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：耕作者の都合

議長 事務局の説明が終わりましたので報告事項1および2について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 続きまして報告事項3 農地法施行規則第29条第1号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字川上 申請人：■■■■ 申請理由：農業用加工施設建築のため

議長 事務局の説明が終わりましたので報告事項3について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 船越誠治 農業委員 農業用倉庫を建て残る部分の農地の利用はどのようにされるのですか。

事務局 倉庫を建てられる以外の部分については農地として残ります。現在は作付けをされて以内状況です。

21番 雨森純司 推進委員 令和6年頃に住宅を建築されています。当初は苺の苗床として利用する予定で考えられていたようです。

20番 馬場健作 推進委員 申請人は久泉運動公園近くのハウスで苺を作られています。現在はハウスの横のプレハブで苺の調整作業をされていますが、ご自宅の隣に新たに作業倉庫を建築し移転されるものです。

4番 馬場啓介 農業委員 残っている農地の部分については作付けはされませんがきちんと管理はされるとのことです。

議長 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について事務局

の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字川上 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 譲受人の自宅に隣接した農地となっています。譲渡人についても高齢であり管理ができないということで、譲受人が管理される方が良いと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字川上 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：贈与。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 譲渡人も高齢であり管理していくことが難しいとのことで親族の方に贈与をされるとのことです。問題は無いと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 番について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 譲受人が来られて説明を受けました。自宅に隣接した農地を取得して野菜等を作付けして農業をされたいとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法 4 第条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字広川 申請人：■■ ■■ 申請理由：農地改良土置場（一時転用）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 農地の解約でも報告がありました通り 10 年ほど私が申請人より農地を借りて耕作していましたが解約の申出がありました。解約後はどのようにするのか伺ったところ盛土して農地改良土を作られるとのことでした。本人に対しては農業委員会と事前に協議して許可を受けてから工事を行うように言っていたのですが、すでに現地に土が搬入されている状況となっています。土については山土であり、搬入については現在止めさせています。本人は農業委員会で審議の結果を受けその指導に従うと言っていますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりました。本日は申請人を総会へ呼び出していますので入室願います。

申請人：■■ ■■ 入室

申請人より事前着工に対するお詫びおよび経緯や今後の計画について説明

議長 申請人より説明がありましたが質問がある方はお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 当初は盛土して農地改良をされる計画だったと思いますが、その後計画が変わり搬入土については半分を持出し、残り半分については敷き均してその上にもみ殻や堆肥などを野積みされるのですか。

申請人 現在搬入している土については所有している農地へ搬出します。残り半分については土の層と草などを敷き詰めた層を交互にして熟成させて農地改良土作りを行うものです。周辺農地への影響が無いようにいたします。

10 番 野田光浩 農業委員 計画については隣接の農地の方に説明して了承は得ているのですか。

申請人 まだ説明は行っていません。

6 番 稲員繁広 農業委員 その隣接の方が反対されればされないのですか。

申請人 事前に迷惑をかけないような対策を行います。

議長 やはり隣接の方には説明が必要だと思います。

申請人 隣接の方に対して説明を行いたいと思います。

10 番 野田光浩 農業委員 農地には電線の鉄塔が建っていますが一部電力会社の土地となっていると思います。その部分はどのようにされるのですか。

申請人 現在も鉄塔の周りには土は置いていません。計画についても鉄塔の敷地に影響が無いようにします。

8 番 船越誠治 農業委員 電力会社との協議もされる予定ですか。

申請人 影響がないように施工するため現段階では電力会社と協議することは考えていません。電力会社から必要であるということであれば対応したいと思っています。

24 番 野田隆文 推進委員 本人は法令や申請の手順などを理解できていないと思います。申請については代理人も入っていますので、今後は県や農業委員会の指導を受けながら関係者との協議や申請・許可を取ってもらうようにさせたいと思います。

事務局 搬入土の搬出および関係者や関係機関との協議もこれから行うということですので、時間も要するため申請については一旦申請を取下げいただき協議を整えてから再度申請をしていただくということによろしいでしょうか。

申請人 それでよろしくをお願いします。

議長 他に質問もないようですので申請人については退室願います。

申請人：■■ ■■退室

議長 議案については取下げとさせていただきます。

議長 続きまして議案第 3 号農地法 5 第条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：資材置場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 以前農用地から除外する時にも審議された案件です。土地については親族間で贈与をされるとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

山村佳代子 会長代理 申請地北側に溝があるということですが敷地への進入についてはどのようにされますか。

事務局 図面では溝に鉄板等を敷かれて進入できるような計画となっています。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 番について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字川上 譲受人：■■ ■■ (持分 1/2) ■■ ■■ (持分 1/2) 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 以前農用地から除外した案件になります。隣も住宅が建てられ

ており、周辺の方についても了承をされているようです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 譲受人は業者の方になりますか。

21 番 雨森純司 推進委員 譲受人は外国人の方になります。日本人との夫婦であり共有で一般住宅を取得されるものです。

議長 他に意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。なお議案については野田光浩委員に関連する案件となりますので審議に際して一旦退室をお願いします。

10 番 野田光浩農業委員 退室

事務局 所有権移転 4 件

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議がなかった旨町長へ報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

10 番 野田光浩農業委員 入室

会長代理 閉会のあいさつ